

報告事項2 今後のごみ処理量の変動要素

1 ごみ共同処理加入市町村数

【中間処理量(焼却処理)】

(単位:t)

区分	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度
13市町村(※)	72,628	72,279	71,932	71,587	71,243	70,901	70,561	70,222	69,885
管内全市町村(※)	81,300	80,853	80,408	79,966	79,526	79,089	78,654	78,221	77,791

区分	平成40年度	平成41年度	平成42年度	平成43年度	平成44年度	平成45年度
13市町村	69,550	69,216	68,884	68,553	68,224	67,897
管内全市町村	77,363	76,938	76,514	76,094	75,675	75,259

【中間処理量(破碎処理)】

(単位:t)

区分	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度
13市町村	12,105	12,047	11,989	11,931	11,874	11,817	11,760	11,704	11,648
管内全市町村	13,550	13,475	13,401	13,328	13,254	13,181	13,109	13,037	12,965

区分	平成40年度	平成41年度	平成42年度	平成43年度	平成44年度	平成45年度
13市町村	11,592	11,536	11,481	11,426	11,371	11,316
管内全市町村	12,894	12,823	12,752	12,682	12,613	12,543

※13市町村とは、現在共同処理を行っている9市町村に、清水町、本別町、足寄町、陸別町を加えたものです。

※管内全市町村とは、十勝管内の全19市町村のことで。

※中間処理量は、平成29年度実績より一人当たりの年間排出量を焼却処理0.24t、破碎処理0.04tと想定し、平成25年度から平成29年度までの人口推移を基に推計した人口に乗じて算出した推計値です。

2 汚泥の混焼

現在の汚泥処理

十勝川流域(1市3町)で発生する下水汚泥及び十勝管内で発生するし尿、浄化槽汚泥は、十勝川流域下水道浄化センターで乾燥汚泥に、1市3町以外の町村は脱水汚泥として堆肥化し、できるかぎり農地に還元しています。

他施設における汚泥混焼の事例

方式	導入状況
ストーカ式	燃焼性能や燃焼制御技術の向上などにより、採用される事例が増えている。なお、汚泥の受入・処理によってごみ質が低下した時には、補助燃料が必要になる場合もある。
流動床式	灼熱状態にある流動砂と処理ごみが活発に接触するため、汚泥混焼の場合に採用される事例が多い。
ガス化溶融 シャフト炉式	コークス等の補助燃料を使用することから、多様なごみに対応でき、汚泥混焼に採用される事例がある。
ガス化溶融 流動床式	灼熱状態にある流動砂と処理ごみが活発に接触するため、汚泥混焼の場合に採用される事例が多い。なお、汚泥の受入・処理によってごみ質が低下した時には、補助燃料が必要になる場合もある。

※汚泥混焼については、検討会議で検討のうえ有識者会議で報告いたします。

3 廃プラスチックの混焼

現在の廃プラスチック処理

大型・不燃ごみ処理施設及びリサイクル施設からの廃プラスチックは、最終処分場で埋め立て処理しています。

廃プラスチックの処理量(実績)

(単位:t)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
大型・不燃ごみ処理施設	710	689	648	529	687
リサイクル施設(※)	783	598	515	464	714
合計	1,493	1,287	1,163	993	1,401

(※)リサイクル施設から発生する資源とならないもの(残渣物)の埋立量です。

今後の方向

国は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第五条の二第一項の規定に基づき、廃棄物の排出の抑制、再生利用等による「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」として、次のように定めた。

「まず排出抑制を、次に再生利用を推進し、それでもなお残った廃プラスチック類については、最近の熱回収技術や排ガス処理技術の進展、最終処分場のひっ迫状況等を踏まえ、直接埋立ては行わず、一定以上の熱回収率を確保しつつ熱回収を行うことが適当である。」



新中間処理施設整備において、廃プラスチックは可能な限りリサイクルし、それでもリサイクルできないものについては、現時点で近隣にリサイクル施設がないことや輸送コスト等を考慮し、焼却処理(熱回収)することが望ましいと考えます。

※廃プラスチックの混焼については、検討会議で検討のうえ有識者会議で報告いたします。